運行管理規程

（目　的）

第　１　条　旅客自動車運送事業運輸規則第４８条の２（運行管理規程）に定めるところにより事業用自動車の運行の安全確保及び車両の適正な運用に関する業務基準を定め、事故防止の徹底を図り、公共的事業の使命を期するため本規程を定める。

（運行管理者及び補助者の選任）

第　２　条　運行の安全の管理及び乗務員の指導監督に関する事項を処理させるため、運行管理者を置く。運行管理者は、旅客自動車事業運輸規則第４７条の９第１項に基づき、運行管理者資格者証の交付を受けた者のうちから社長が任命する。

　　　　２　運行管理者を選任したとき及び解任したときは、１５日以内に当該営業所を管轄する運輸支局長に届け出るものとする。

　　　　３　運行管理者の職務を代理させるため補助者若干名を置く。補助者は、旅客自動車運送事業運輸規則第４７条の９第３項に基づき、運行管理者と同等の知識及び能力を有すると認められる者のうちから社長が任命する。

（運行管理者と補助者との関係）

第　３　条　運行管理者は、補助者に対して代行させる運行管理業務の範囲及びその処理方法を明確に指示しなければならない。

　　　　２　補助者は、運行管理業務に関し処理した事項を速やかに運行管理者に報告しなければならない。

　　　　３　運行管理者は、補助者の行った運行管理業務の責任を負うものとする。

（権　限）

第　４　条　運行管理者は、次条並びに旅客自動車運送事業運輸規則第４８条に規定する業務を遂行するために必要な権限を有するものとする。

　　　　２　運行管理者は、運行の安全確保に関する必要な事項を上司に助言することができる。上司は、運行管理者から助言があったときはこれを尊重するものとする。

（運行管理者の業務）

第　５　条　運行管理者の業務は、旅客自動車運送事業運輸規則第４８条並びに本規程に定める業務とする。

　　　　２　運行管理者は、運行管理業務を本規程に定めるところに従い、誠実公正に遂行しなければならない。

　　　　３　運行管理者は、事業用自動車の運転者及び運転の補助に従事する従業員（以下「乗務員」という。）に対し、法令、規程、規則等及び運行管理者又は補助者の指示を遵守させ、事業の安全確保に努めさせなければならない。

（車掌の乗務）

第　６　条　運行管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、事業用自動車（乗車定員１１人以上のものに限る。）に車掌を乗務させなければ、これを旅客の運送の用に供してはならない。ただし、天災その他やむを得ない場合は、この限りではない。

　　　　　（１）車掌を乗務させないで運行することを目的とした旅客自動車運送事業用自動車（被牽引自動車を除く。）であって道路運送車両の保安基準（昭和２６年運輸省令第６７号）第５０条の告示で定める基準に適合していない事業用自動車を旅客の運送の用に供するとき。

　　　　　（２）車掌を乗務させなければ道路及び交通の状況並びに輸送の状態により運転上危険があるとき。

　　　　　（３）旅客の利便を著しく阻害するおそれがあるとき。

（異常気象時等の措置）

第　７　条　運行管理者は、天災その他の理由により輸送の安全の確保に支障が生ずるおそれがあるときは、事業用自動車の乗務員に対する必要な指示その他輸送の安全のために、次に掲げる措置を講じなければならない。

　　　　　（１）降雨、降雪、凍結等により安全運行の確保に支障が生ずるおそれのある場合に対処するための具体的な措置要領を定め、乗務員に徹底しておくこと。

　　　　　（２）気象状況、道路状況を迅速、確実に把握できるよう気象台、警察、消防機関等との連絡体制を確立しておくこと。

　　　　　（３）ラジオ、テレビ等の気象情報に常に注意し、状況により運行の継続、待機、中止等、所定の措置を講ずること。

　　　　　（４）運行車両との緊急連絡体制を確立しておくこと。

（過労防止の措置）

第　８　条　運行管理者は、常に乗務員の健康状態を把握し、過労の防止を十分考慮して、就業規則等で定められた勤務時間及び乗務時間の範囲内において乗務員の乗務割を作成し、これに基づき事業用自動車に乗務させなければならない。なお、運転者の勤務時間及び乗務時間は、休憩又は睡眠のための時間及び勤務が終了した後の休息のための時間が十分確保されるものであり、国土交通大臣が告示で定める基準に適合するものでなければならない。

　　　　２　運行管理者は、乗務員の休憩、仮眠又は睡眠に必要な施設を管理し、衛生、環境に留意し、常に清潔に保っておくものとする。

　　　　３　運行管理者は、乗務員の健康状態の把握に努め、疾病、疲労、飲酒、異常な感情の高ぶり、睡眠不足その他の理由により安全な運転をし、又はその補助をすることができないおそれがある乗務員を事業用自動車に乗務させてはならない。

　　　　４　運行管理者は、運転者が長距離運転、夜間の運転に従事する場合であって、疲労等により安全な運転を継続することができないおそれがあるときは、あらかじめ、交替運転者を配置しておかなければならない。なお、交替する運転者の配置を指定したときは、運転者に対して運転を交替する場所又は時間を具体的に指示するものとする。

　　　　５　運行管理者は、乗務員に対して運行途中の休憩等の場所及びそれぞれの時間を指示するものとする。

（点呼の実施）

第　９　条　運行管理者又は補助者は、乗務をしようとする運転者に対し、次に掲げるところにより対面にて乗務前点呼を行い、報告を求め、事業用自動車の運行の安全の確保に必要な指示を与えるものとする。

　　　　　（１）原則として、個人別に行うこと。

　　　　　（２）定められた場所で行うこと。

　　　　　（３）日常点検の結果の確認をすること。

　　　　　（４）運転者からその日の心身状況を聴取し、疾病、疲労、飲酒、異常な感情の高ぶり、睡眠不足その他安全な運転ができないおそれの有無について確認し、かつ、服装を観察して服務の適否を決定すること。

　　　　　（５）酒気帯びの有無についてアルコール検知器を用いて確認すること。

　　　　　（６）健康状態が運転に不適切と認められ、又はその旨本人から申出があった場合には、補助運転者に代えるなど適切な処置を行い、その者を乗務させないこと。

　　　　　（７）運行する道路状況、天候等、本人の勤務状況及び生活状況等に照らして安全運行に必要な指示及び注意を行うこと。

　　　　　（８）運転免許証、自動車検査証、自動車損害賠償保険証その他業務上定められた帳票、必要な携行品等の有無を確認するとともに、乗務記録の用紙を運転者に渡すこと。

　　　　　（９）その他運行中、運行計画に変更が生じた場合などに報告させる事項を具体的に指示しておくこと。

　　　　２　運行管理者は、事業用自動車の乗務を終了した運転者に対し、次に掲げるところにより対面にて乗務後点呼を行い、報告を求めるものとする。

　　　　　（１）帰着後、速やかに行うこと。

　　　　　（２）定められた場所で行うこと。

　　　　　（３）事業用自動車、道路及び運行状況について報告を受けること。

　　　　　（４）安全運行を確保するため必要と認めた事項についての注意、指示の実施状況を確認すること。

　　　　　（５）乗務記録その他業務上定められた帳票、携行品等を提出させ、これを点検し収受すること。

　　　　　（６）酒気帯びの有無についてアルコール検知器を用いて確認すること。

　　　　　（７）翌日の勤務等について指示を与えておくこと。

　　　　３　前２項の規定に関わらず運行管理者は、乗務の開始又は終了地が営業所以外の遠隔地であるため、乗務前又は乗務後の点呼、報告及び指示を営業所で行えない場合は、電話その他の方法により行先地で点呼を行うものとする。

　　　　４　運行管理者は、営業所に備えるアルコール検知器を、常時有効に保持するものとする。

　　　　５　運行管理者は、乗務後の点呼の結果、運転者又は整備管理者に関係のある事項については、それぞれの関係者に通知又は適切な指示をし、特に異例な事項については上司に報告するものとする。

　　　　６　運行管理者は、運転者ごとに点呼を行った旨、報告、確認及び指示の内容並びに次に掲げる事項を記録し、その記録を１年間保存しなければならない。

　　　　　（１）点呼を行った者及び点呼を受けた運転者の氏名

　　　　　（２）点呼を受けた運転者が乗務する事業用自動車の自動車登録番号その他の当該事業用自動車を識別できる表示

　　　　　（３）点呼の日時

　　　　　（４）点呼の方法

　　　　　（５）その他必要な事項

（乗務記録）

第 １０ 条　運行管理者は、乗務する運転者に対して、乗務前点呼の際に乗務記録紙を交付し、次に掲げる事項を記録（以下「乗務記録」という。）させ、乗務後点呼の際にこれを提出させるものとする。

　　　　　（１）運転者の氏名

　　　　　（２）乗務した事業用自動車の自動車登録番号等当該自動車を識別できる記号、番号その他の表示

　　　　　（３）乗務の開始及び終了の地点及び日時並びに主な経過地点及び乗務した距離

　　　　　（４）運転を交替した場合は、その地点及び日時

　　　　　（５）休憩又は仮眠をした場合は、その地点及び日時

　　　　　（６）睡眠に必要な施設で睡眠をした場合は、当該施設の名称及び位置

　　　　　（７）事故（道路交通法第６７条第２項及び自動車事故報告規則第２条に規定する事故をいう。以下同じ。）又は著しい運行の遅延その他の異常な状態が発生した場合は、その概要及び原因

　　　　　（８）乗務した事業用自動車（乗車定員１１人以上のものに限る。）に車掌が乗務した場合は、その車掌名

　　　　　（９）前号の場合にあって、車掌がその業務を交替した場合は、交替した車掌ごとにその地点及び日時

　　　　２　運行管理者は、乗務記録を記録の日から１年間保存しなければならない。

（運行記録計による記録）

第 １１ 条　運行管理者は、旅客自動車運送事業運輸規則第２６条第１項の規定により、事業用自動車を運転者が乗務した場合（ただし、路線定期運行又は路線不定期運行にかかる事業用自動車にあっては起点から終点までの距離が１００キロメートルを超える場合、区域運行にかかる事業用自動車にあってはその運行の態様等を考慮して地方運輸局長が認める場合に限る。以下同じ。）は、当該自動車の瞬間速度、運行距離及び運行時間を運行記録計により記録しなければならない。また、乗務前点呼の際に前条の乗務記録の用紙のほか、運行記録計の記録用紙（以下「記録用紙」という。）を交付し、乗務後点呼の際に記録用紙を提出させるものとする。

　　　　２　運行管理者は、法令により運行記録計による記録が義務付けられている事業用自動車であって、故障により記録ができない事業用自動車を運行の用に供してはならない。

　　　　３　運行管理者は、運行記録計を管理し、記録用紙を記録の日から１年間保存しなければならない。

（事故の記録）

第 １２ 条　運行管理者は、営業所に属する事業用自動車について事故が発生した場合には、これを適切に処理するとともに、次に掲げる事項について記録し、事故の再発の防止を図り、運行管理上の問題点の改善及び運転者の指導監督に役立てるものとする。

　　　　　（１）乗務員の氏名

　　　　　（２）事業用自動車の自動車登録番号その他の当該事業用自動車を識別できる表示

　　　　　（３）事故の発生日時

　　　　　（４）事故の発生場所

　　　　　（５）事故の当事者（乗務員を除く。）の氏名

　　　　　（６）事故の概要（損害の程度を含む。）

　　　　　（７）事故の原因

　　　　　（８）再発防止対策

　　　　２　事故の記録は、３年間保存しなければならない。

（運転基準図の作成・指導）

第 １３ 条　運行管理者は、旅客自動車運送事業運輸規則第２７条第１項の規定により、次に掲げる事項（路線不定期運行の場合は（２）を、区域運行の場合は（１）から（３）を除く。）を記載した運転基準図を作成して営業所に備え、かつ、これにより運転者に対し適切な指示を行うものとする。

　　　　　（１）停留所又は乗降地点の名称及び位置並びに隣接する停留所間又は乗降地点間の距離

　　　　　（２）標準の運転時分及び平均速度

　　　　　（３）道路の主なこう配、曲線半径、幅員及び路面の状況

　　　　　（４）踏切、橋、トンネル、交差点、待避所及び運行に際して注意を要する箇所の位置

　　　　　（５）前各号に掲げるもののほか、運行の安全を確保するために必要な事項

（運行表の作成・携行）

第 １４ 条　運行管理者は、次に掲げる事項を記載した運行表を作成し、かつ、乗務の際運転者に携行させるものとする（路線定期運行を行う場合に限る。）。

　　　　　（１）主な停留所名、当該停留所の発車及び到着時刻

　　　　　（２）前号に掲げるもののほか、運行に必要な事項

（運転者の選任）

第 １５ 条　運行管理者は、運転者として選任された者以外の者及び無資格者に事業用自動車を運転させてはならない。

（運転者の確保）

第 １６ 条　運行管理者は、安全運行を確保するために必要な人員の運転者を常に確保するよう努めるものとする。

（乗務員台帳）

第 １７ 条　運行管理者は、営業所に所属する運転者について、次に掲げる事項を記載した乗務員台帳を備え付け、運転者の実態の把握及び指導の際に活用するものとする。

　　　　　（１）作成番号及び作成年月日

　　　　　（２）事業者の名称又は氏名

　　　　　（３）運転者の氏名、生年月日及び住所

　　　　　（４）雇入れの年月日及び運転者に選任された年月日

　　　　　（５）道路交通法に規定する運転免許に関する次の事項

　　　　　　　　イ　運転免許証の番号及び有効期限

　　　　　　　　ロ　運転免許の取得年月日及び種類

　　　　　　　　ハ　運転免許に条件が付されている場合は、当該条件

　　　　　（６）運転者の運転の経歴

　　　　　（７）事故を引き起こした場合又は道路交通法第１０８条の３４の規定による通知を受けた場合は、その概要

　　　　　（８）運転者の健康状態

　　　　　（９）乗務員台帳の作成前６月以内に撮影した単独、上三分身、無帽、正面、無背景の写真

　　　　　（10）次に掲げる運転者については、旅客自動車運送事業運輸規則第３８条第２項に基づく特別な指導及び適性診断の受診状況

　　　　　　　　イ　死者又は負傷者（自動車損害賠償保障法施行令第５条第２号、第３号又は第４号に掲げる傷害を受けた者をいう。）が生じた事故を引き起こした者

　　　　　　　　ロ　運転者として新たに雇入れた者

　　　　　　　　ハ　乗務しようとする事業用自動車について当該旅客自動車運送事業者における必要な乗務の経験を有しない者

　　　　　　　　二　高齢者（６５歳以上の者をいう。）

　　　　２　運転者が転任、退職等により運転者でなくなった場合は、直ちに、当該台帳に運転者でなくなった年月日及び理由を記載の上、３年間保存しなければならない。

（乗務員の指導監督）

第 １８ 条　運行管理者は、運転者に対して、旅客自動車運送事業運輸規則第３８条の規定に基づき、主として運行する路線又は営業区域の状態及びこれに対処できる運転技術並びに法令に定める自動車の運転に関する事項について指導及び監督を行うものとする。

　　　　２　運行管理者は、前条第１項第１０号イから二に掲げる運転者対して、旅客自動車運送事業運輸規則第３８条第２項の規定による特別な指導を行い、かつ、国土交通大臣が認定する適性診断を受診させるものとする。

　　　　３　運行管理者は、事業用自動車（乗車定員１１人以上のものに限る。）の車掌に対して、旅客自動車運送事業運輸規則第４９条及び第５１条の規定に定める事項について指導及び監督を行うものとする。

　　　　４　運行管理者は、乗務員に対して、非常用信号用具、非常口又は消火器の取扱いについて指導を行うものとする。

　　　　５　運行管理者は、指導監督を行ったときは、その日時、場所及び内容並びに指導監督を行った者及び受けた者を記録し、その記録を営業所において３年間保存しなければならない。

（応急用器具等の備付）

第 １９ 条　運行管理者は、旅客自動車運送事業運輸規則第４３条の規定により、踏切警手の配置されていない踏切を通過することとなる場合は、当該自動車に非常用信号用具を備え付けて運行させなければならない。

（運転者の制限）

第 ２０ 条　運行管理者は、次の要件を備えている者以外の者に事業用自動車を運転させてはならない。

　　　　　（１）旅客自動車運送事業運輸規則第３６条各号のいずれかに該当する者でないこと。

　　　　　（２）道路運送法第２５条に基づく旅客自動車運送事業用自動車の運転者の要件に関する政令の要件を備えている者であること。

（事故警報に基づく事故防止対策に関する措置）

第 ２１ 条　運行管理者は、自動車事故報告規則第５条の規定により定められた事故防止対策に基づき、事業用自動車の運行の安全の確保について、従業員に対する指導及び監督を行い、次の各号に掲げる事項についても処理するものとする。

　　　　　（１）自動車事故報告規則第５条の規定により定められた事故防止対策について整理し、速やかに事故防止対策を確立すること。

　　　　　（２）事故（軽微な事故を含む。）については、その内容、原因等を記録して資料を整理すること。

　　　　　（３）道路、交通、事故状況等に関する情報（ラジオ、テレビによる情報、事故統計、事故警報その他）を整理し、速やかに事故防止対策を確立すること。

（事故発生時の措置）

第 ２２ 条　運行管理者は、乗務員に対して事業用自動車の運行中事故が発生した場合に対処するため、次に掲げる事項について、周知徹底しておくものとする。

　　　　　（１）負傷者のあるときは、速やかに応急手当、旅客の安全確保その他必要な措置を講ずること。

　　　　　（２）事故の拡大防止の措置を行うこと。

　　　　　（３）警察官に報告し、指示を受けること。

　　　　　（４）運行管理者に緊急連絡し、指示を受けること。

　　　　２　運行管理者は、運転者その他の者から事故が発生した旨の連絡を受けたときは次の各号により措置するものとする。

　　　　　（１）直ちに事故の続発の防止、負傷者の救護、旅客の安全確保等必要な措置を講ずるよう指示すること。

　　　　　（２）軽微な事故を除き、現場に急行する等発生状況及び原因等を調査すること。

　　　　　（３）できる限り目撃者、相手方の意見を聴取すること。

　　　　　（４）現場において旅客の運送の継続又は返送の措置をするとともに、代替輸送が必要なときは、その措置を行うこと。

　　　　　（５）重大な事故のときは直ちに上司に報告し、その措置について指示を受けること。

　　　　　（６）関係者と折衝し、以降の処置について打ち合わせること。

　　　　３　運行管理者は、前項各号の措置を速やかに行うこと。

（重大事故報告等）

第 ２３ 条　運行管理者は、事故発生のつど、内容を検討し自動車事故報告規則に基づく事故に該当する場合は３０日以内に事故報告をしなければならない。また、速報に該当するものは２４時間以内に事故速報を運輸支局長に対し行わなければならない。

（運行管理者の講習）

第 ２４ 条　運行管理者及び補助者は旅客自動車運送事業運輸規則第４８条の４（運行管理者の講習）の規定により国土交通大臣が告示で定める運行の管理に関する講習を受講しなければならない。また、その他の運行管理者研修に積極的に参加するとともに日常の職務に必要な知識の修得に努めなければならない。